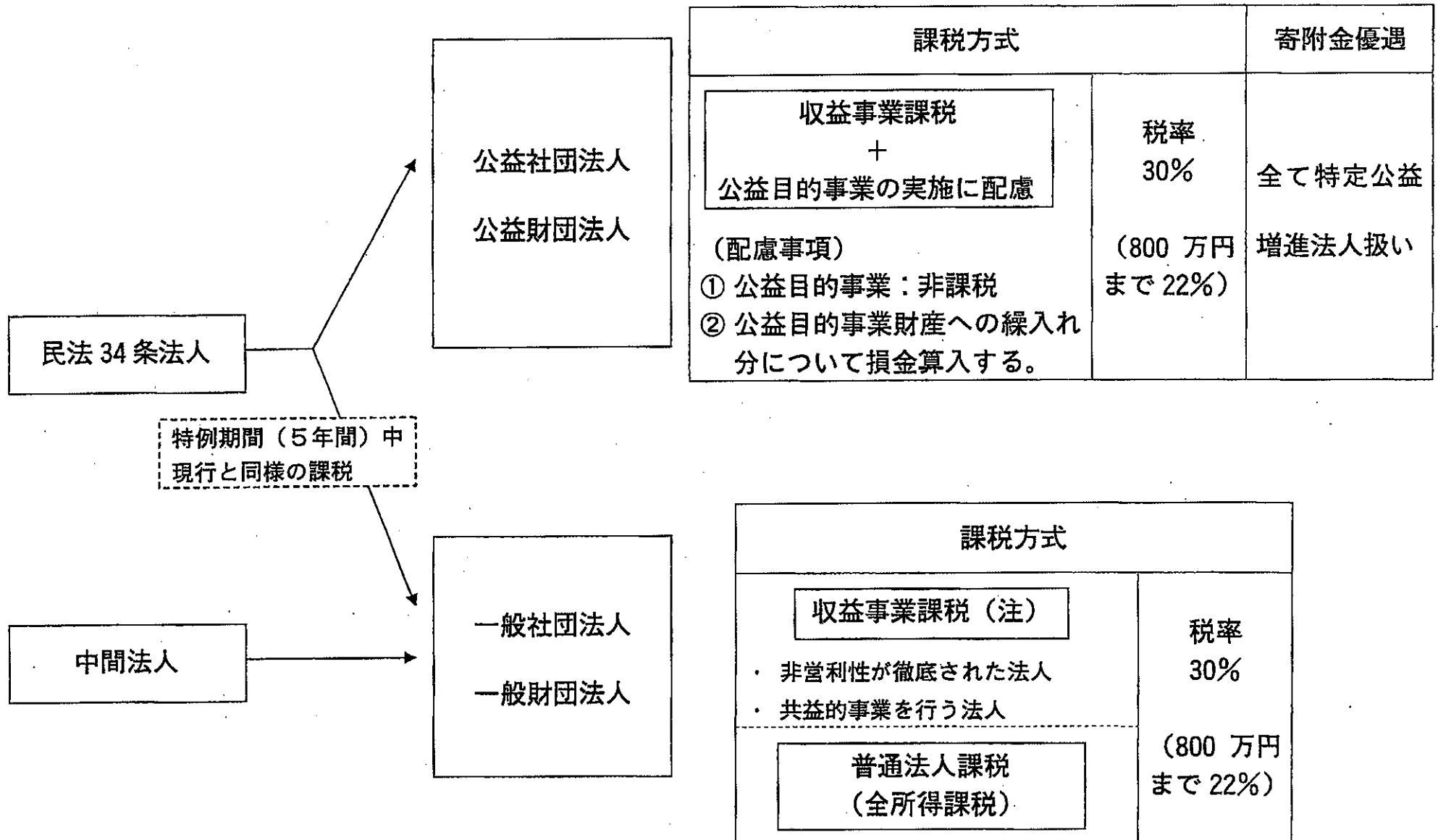


公益法人制度改革に対応する税制上の措置（案）のポイント



（注）医師会等が開設するオープン病院等が営む医療保健業等については、非課税を継続

特定公益増進法人等への寄附金の損金算入限度額の見直し(案)

【現行の特増寄附に係る損金枠】

- 一般寄附金の枠と同額として、以下の算出額が特増寄附の損金枠となっている。

$$〔資本金等の額 \times 0.25\% + 所得の金額 \times 2.5\%〕 \times 1/2$$

- (注)
- ・ 特増制度に相当する制度が創設された昭和36年以来の初の見直し。
 - ・ 我が国の一般寄附金制度に相当する公益寄附優遇の目的を持たない寄附の損金算入制度は、他の主要国には存在しない。

【見直しの考え方】

- 公益社団・財団法人の認定を通じ、特増法人数が増加する見込みであることから、特増寄附の損金枠を拡大する。
- 「公益目的寄附の促進」という観点から、所得基準を重点的に拡充し、黒字法人にメリットの大きい寄附優遇制度とする。

【新しい特増寄附の損金枠(案)】

- 現行の特増寄附の損金枠について所得基準を2倍にする。

$$〔資本金等の額 \times 0.25\% + 所得の金額 \times 5.0\%〕 \times 1/2$$

《参考》

- ・ 法人企業統計の過去30年分の財務データによると、特増寄附枠は現行の1.7倍に拡大する見通し。

公益法人制度改革に対応する税制上の措置（案）

1. 公益社団法人・公益財団法人に対する課税

- (1) 収益事業から生じた所得について法人税を課税する。
ただし、公益認定法上の公益目的事業は収益事業の範囲から除外する。
- (2) 税率については、30%（年800万円以下の所得については22%）とする。
- (3) 収益事業に属する資産のうちから、公益認定法上の公益目的事業財産に繰り入れるために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなし、寄附金の損金算入限度額は、
 - ① 所得の金額の50%に相当する金額（公益認定法上、繰入れが義務づけられている水準に対応）
 - ② 公益目的事業に使用し、又は使用することが確実であると認められる金額（50%を上回る支出を行う場合についても対応）のいずれかの金額とする。
- (4) 支払を受ける利子等に係る源泉所得税は非課税とする。

2. 一般社団法人・一般財団法人に対する課税

- (1) 非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業から生じた所得について法人税を課税する。

(2) その他の法人に対する法人税の取扱いについては、普通法人とする。

(3) 税率については、30%（年800万円以下の所得については22%）とする。

(4) 支払を受ける利子等に係る源泉所得税は課税する。

(参考)

①「非営利性が徹底された法人」の要件

イ) 剰余金の分配を行わない旨を定款で定めていること

ロ) 解散時の残余財産を国、地方公共団体、公益社団法人・公益財団法人等に帰属させる旨を定款で定めていること

ハ) 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

ニ) イ) 又はロ) の要件にある定款の定め違反した行為を行っていないこと

②「共益的活動を目的とする法人」の要件

イ) 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること

ロ) 会員が負担すべき金銭の額（会費）が定款等に定められていること

ハ) 特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び残余財産を特定の個人又は団体（国、地方公共団体、公益社団法人・公益財団法人等を除く。）に帰属させる旨のいずれについても定款において定められていないこと

ニ) 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

ホ) 主たる事業として収益事業を行っていないこと

ヘ) 特定の個人又は団体に特別の利益を与えないこと

3. 収益事業の範囲の見直し

(1) 一定の要件を満たす国家資格に関する試験事務等を技芸教授業の範囲から除外する。(⇒ 以下の要件の下では、理容師、美容師資格に関する試験事務等は非課税)

(参考)「一定の要件」の内容

- ① 法令の規定に基づき、国からの委託等を受けて行う事業又は国の指定を受けた者が行うことのできる事業であって、事業の実施に関して、国又は地方公共団体が監督を行うこととされていること
- ② 次のいずれかの要件を満たすこと
 - 1) 事業を行う者が公益法人等又は一般社団法人・一般財団法人に限られていることが法令上明らかであること
 - 2) 対価が実費相当であることが明らかであること、又は法令上対価の額が実費を勘案して国が定めるとされていること

(2) 外洋小型船舶の操縦の教習として行う技芸の教授に係る除外措置を廃止する。

(3) 労働者派遣業を追加する。

(4) 旧民法第34条法人が営む事業であって収益事業の範囲から除外されているもの(例：医師会等が開設するオープン病院や福祉病院等であって一定の要件を満たすものが営む医療保健業)については、収益事業課税が適用される一般社団法人・一般財団法人が営む場合であっても、一定の要件の見直しを行ったうえで収益事業の範囲から除外する措置を講ずるなど、所要の整備を行う。

4. 寄附金税制の見直し

(1) 寄附金優遇の対象となる「特定公益増進法人」の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人を追加するほか、

特例民法法人については従来と同様に、特定公益増進法人の取扱いを受けられるものとする。

(2) 法人税における特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額について、所得基準を所得金額の5%（現行2.5%）とする。

(3) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 非課税特例の対象となる法人（以下「対象法人」という。）に次の法人を追加する。

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 非営利性が徹底された一般社団法人及び一般財団法人（2.（参考）①の要件を満たすもの）

② 寄附財産が対象法人の公益事業の用に供されなくなったこと等一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、寄附者個人ではなく寄附を受けた公益法人等に対して、当初寄附時の譲渡所得等に係る所得税を課税する。

③ 対象法人が、寄附財産を直接公益事業の用に供した後に譲渡し、取得した一定の代替資産をその譲渡後直接公益事業の用に供するときは、一定の要件の下で、非課税特例を継続適用する。

④ 特例民法法人から公益社団法人及び公益財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人へ移行する場合において、寄附財産を移行後の法人が直接移行後の公益事業の用に供するときは、一定の要件の下で、非課税特例を継続適用する。

(4) 相続財産を贈与した場合等に相続税が非課税とされる法人（以下「非課税法人」という。）の範囲に、公益社団法人及び公益財団法人を追加するほか、特例民法法人については、従来と同様の取り扱いをする。

なお、特例民法法人からの移行の際に非課税法人であった一般社団法人及び一般財団法人が、その移行前に贈与を受けた財産を公益目的支出計画に定める公益事業の用に供しているときは、当該財産については、非課税法人の公益事業の用に供されているものと同様の取り扱いをする。

5. 持分の定めのない法人への贈与等を通じた贈与税等の租税回避防止措置について

- (1) 公益法人等に対する贈与等を利用した贈与税等の租税回避を防止するための制度について、適用対象に一般社団法人等の持分の定めのない法人を含める。
- (2) (1)により持分の定めのない法人に贈与税等を課税する場合において、受贈益が当該法人の益金に算入される場合でも、当該法人に対し贈与税等を課税（法人税等は控除）する（人格なき社団・財団に贈与税等を課税する場合も同様）。

6. 公益法人制度改革に係る各種登記等に係る登録免許税について

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人の設立登記等について、1件につき6万円等の登録免許税を課税する。
公益社団法人及び公益財団法人に係る役員の変更登記等や公益認定等の際の変更登記等については、非課税とする。
なお、特例民法法人等が一般社団法人等に移行する際の設立登記については、非課税とする。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人が学校の校舎等を取得した場合の不動産に関する権利の取得登記等については、旧民法第34条法人と同様に、非課税とする。
なお、特例民法法人等が一般社団法人等に移行する際の不動産等に関する権利の変更登記等については、非課税とする。

7. その他

- (1) 特例民法法人に対しては、従来と同様の課税を維持する。

(2) 収益事業課税から全所得課税へ、又は全所得課税から収益事業課税へ課税所得の範囲の変更があった場合などは、みなし事業年度を設けるほか所要の調整を行う。

① 収益事業課税から全所得課税へ移行する場合、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額（公益目的取得財産残額又は公益目的財産残額は更に控除する）を益金の額に算入する。

② 全所得課税から収益事業課税へ移行する場合、法人の解散及び設立があったものとして取り扱う。ただし、時価評価は行わない。

(3) 一般社団法人・一般財団法人等が合併を行う場合について、適格合併の適用を受けるための要件の整備を行う。

(4) 収益事業課税方式が適用される一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人については、収支計算書の提出制度の適用対象とする。

(5) 所得税及び法人税における外国公益法人等の指定制度について、既に指定を受けている外国法人に対する所要の経過措置を講じた上で、廃止する。

(6) その他所要の整備を行う。

社会医療法人に係る税制措置（案）

1. 収益事業から生じた所得について法人税を課税する。税率は22%とする。
2. 社会医療法人が行う医療保健業（付帯業務として行うものを除く）を収益事業の範囲から除外する。
3. 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなし、寄附金の損金算入限度額は、所得の金額の50%に相当する金額又は年200万円のいずれか多い金額とする。
4. 課税所得の範囲の変更があった場合には、みなし事業年度を設けるほか所要の調整を行う。
 - ① 社会医療法人の認定を受けた場合には、法人の解散及び設立があったものとして取り扱う。ただし、時価評価は行わない。
 - ② 社会医療法人の認定を取り消された場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額を益金の額に算入する。
5. その他所要の整備を行う。